

産後ケア実施医療機関・助産院の長 様

茅野市健康づくり推進課長

茅野市産後ケア事業の実施について（お願い）

平素より茅野市の母子保健事業にご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。

本市では、市民が茅野市産後ケア委託事業者以外の施設で茅野市産後ケア事業に該当するサービス（下記の「1 茅野市産後ケアの内容」を参照）を利用する場合、利用者が後日に申請することで、利用者が負担した費用の一部を助成することができます。つきましては利用者の経済的負担の軽減及び適切な支援実施のため、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ご不明点等ございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

記

1 茅野市産後ケアの内容

区分	利用対象者	特記事項	支援内容
宿泊型	産後 1 年未満の母子	宿泊して右欄にあげるサービスを提供する。6 泊 7 日まで利用が可能。 食費は自己負担	・母親への保健指導及び栄養指導 ・母親への身体的及び心理的ケア ・適切な授乳が実施できるための指導（乳房ケアを含む） ・育児の手技についての具体的な指導及び相談
一日通所型 （デイサービス型）	産後 1 年未満の母子	利用時間は 6～8 時間とし右欄にあげるサービスを提供する。7 日間の利用が可能。 食費は自己負担	
短時間通所型 （デイサービス型）	産後 1 年 6 か月未満の母子	利用時間は 2 時間までとし右欄にあげるサービスを提供する。	
訪問型	産後 1 年未満の母子	利用時間は特に問わないが右欄にあげるサービスを提供する。交通費は自己負担	

2 実施方法

(1) 産後ケアの実施

利用者の母子健康手帳「産後ケアの記録」のページに利用内容をご記入ください。

(2) 産後ケアの実施後

産後ケアの費用は、利用者に請求してください。

対象経費が分かる領収書や診療明細書を利用者へお渡しください（利用者が茅野市に申請する際に必要となります）。

(3) 支援体制

産後ケアを利用した結果、支援が必要と判断される場合や至急報告すべき事項がある場合には、茅野市健康づくり推進課（茅野市健康管理センター）へ電話連絡をお願いいたします。

以上

【問合せ先】

茅野市健康づくり推進課（茅野市健康管理センター内）

住所 〒391-0002 茅野市塚原 2-5-45

電話 0266-82-0105 FAX 0266-82-0106

8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）